平成２１年（フ）第７０９１号
大阪市生野区林寺４丁目11番28号　ＳＡＮハイツ林寺101号
債務者　合田　雅一
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７１１２号
大阪府大東市灰塚５丁目７番20号　ドリームネオポリス北鴻池106
債務者　大峰　千春
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７１８８号
大阪府八尾市八尾木北５丁目213番地　ファミーユ12・202号
債務者　前原　弘美（旧姓山西）
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７２１２号
大阪府吹田市豊津町60番３―601号
債務者　町川　清悟
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７３１２号
大阪市淀川区十三東１丁目13番７号　淀川寿荘２階
債務者　横井　　勤
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７３２２号
大阪府豊中市服部西町２丁目５番８号
債務者　武田　広子
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７３５９号
大阪府豊中市三和町３丁目８番17号
債務者　中川　幸博
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７３６１号
大阪市城東区森之宮２丁目６番430号
債務者　芝原　　智
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７３６８号
大阪府八尾市恩智南町１丁目159番地　松倉文化
債務者　伊森加代子
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７３７７号
大阪府東大阪市箱殿町８番38号　正英荘105
債務者　濱田　正子
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７３８２号
大阪府摂津市香露園27番18号
債務者　藤田　　淳
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１５９号
香川県東かがわ市引田2245番地２
債務者　池田　　繁
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第２７２号
香川県高松市木太町2206番地１パルムハウス606号室
債務者　植田　昌也
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第３３２号
香川県高松市郷東町459番地６
債務者　中山　秀師
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第３５２号
香川県高松市太田上町857番地　県住１―506
債務者　堀井　　一
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第３７４号
香川県東かがわ市引田3615番地１
債務者　山本　洋子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第３７５号
香川県高松市木太町4130番地４
債務者　柿塚　晃子（旧姓仲氏）
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第４２号
大分県佐伯市大字鶴望5158番地１　市営野口団地612号
債務者　安藤　節雄
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係